「三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)」中間案に対する意見募集の結果概要

1 意見募集期間

令和元年10月9日(水)から令和元年11月7日(木)まで

2 意見の募集結果

(1)意見提出者数 22名

(2) 意見数 68件

(3) ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は「『三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)』中間案 に対する意見募集結果」のとおりです。

(4) 対応状況

	対応区分	件数		
①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	13件		
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	18件		
③参考にする	最終案には記載しないが、今後の取組に意見や提案内容を	29件		
	参考にさせていただくもの。	2917		
④反映又は参考にさせていただくことが難しい				
	県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの。	2件		
	事業主体が県以外のもの。	21#		
	法令などで規定されており、県として実施できないもの。			
⑤その他	(①から④に該当しないもの)	6件		

「三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)」中間案に対する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	犯罪を起こさない社会の形成の促進のための未然防止と万一被害にあった場合に適切に対処できるための啓発・教育を掲げていただきたい。		被害にあった場合の啓発教育については、IV-3-(2)-B「犯罪被害者等への理解の促進」において関連施策を記載しています。 犯罪の未然防止については、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を別途策定しています。
2	全般	新たに事件被害者になられた方にも、推進委員のメンバーに入っていただく。	3	県では、本計画の策定・検証について意見をいただくための有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を設置しております。 ご意見については、今後の同協議会運営の参考とさせていただきます。
3	全般	支援推進計画ができたから終りで はなく、できたものをいかに県民に 広め実現していくか、その方策も示 してほしい。	2	IV - 4 - (1)「進捗管理」において、年度ごとに犯罪被害者等支援施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、「三重県犯罪被害者支援施策推進協議会」の意見を聴取します。同協議会からの意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図るとともに、年次報告書を公表することとしています。
4	全般	スト―カ―犯罪に対する被害者支 援を追加。	2	本計画では、ストーカー被害についても対象としています。 V資料ー1「三重県犯罪被害等支援推進計画用語集」の「犯罪等」の解説文において、ストーカー被害について記載しています。
5	全般	再掲されていたり、同じような文言 が重なって、読みにくい。	1)	ご意見のとおり、文書、レイアウト等を調整し、見やすい計画となるよう見直しました。 なお、基本施策をまたぐ施策については必要最小限の範囲で再掲としています。ご理解ください。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	全般	犯罪被害者の方へ啓発する場合にはもう少し一般の人が読んでも理解できる内容と書き方をお願いしたいと思いました。	1	ご意見のとおり、文書、レイアウト等を調整し、見やすい計画となるよう見直しました。 県民等への啓発については、IV − 3 − (2) − B − ①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において実施します。
7	全般	「努力します」との文言がいくつか見られますが、強い意思表示を検討していただきたいです。	1	ご意見のとおり検討し、可能な限り 改めました。
8	全般	犯罪被害者の定義が分かりづらいです。自分が犯罪被害者に当たるのか?どういう場合を犯罪被害者というのか。	1	V 資料-1「三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集」において、「犯罪被害者」についての解説を加えました。
9	全般	犯罪被害者の定義のようなものが あればと思いました。もし、含まれて いる書き方をしてあったのならすみ ません。	1	V 資料-1「三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集」において、「犯罪被害者」についての解説を加えました。
10	全般	家族はどこまでが含まれるのか? 等具体的に書いてほしいです。	3	犯罪被害者等支援においては、被害を受けられたご本人だけでなく、ご家族に対する支援も必要であると考えています。 その支援の対象となるご家族は個々の事情によりさまざまであるため、計画において明記することは難しいですが、実情に応じて支援が受けられるようにします。
11	全般	「児童生徒」と記入されていることが多いのですが、一部「児童・生徒」という記述があります。 案:児童生徒に統一されてもいいのではないでしょうか。	1	ご意見のとおり、「児童生徒」に表現を統一します。
12	全般	犯罪発生時に被害者や家族に想定される問題対応として、行政や専門機関によるプッシュ型対応を仕組み化することで、「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の対象者にも対応が出来る。	3	犯罪被害者等支援のプッシュ型対応については、慎重な検討が必要と考えます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
13	I -3 計画の期間	「必要に応じて」だけでなく、たとえば国の犯罪被害者等基本法、基本計画の4年ごとの見直しにあわせて、定期的に見直すことを定め、加えて、必要に応じた見直しがされると良いと思う。	@	本計画は4年ごとに見直すこととしています。 加えて、国の犯罪被害者等基本法の改正や犯罪被害者等基本計画の改定など、「犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化」が生じた場合は4年を待たずに必要に応じて、見直すことも想定しています。
14	II -2-(4) 周囲の人の言動に よる精神的苦痛	被害者等は、様々な二次被害に遭っていることを理解していただくため、タイトルを「周囲の人々の言動等による精神的苦痛などの二次被害の問題」としていただきたい。	$^{\odot}$	ご意見のとおりと考えますので、Ⅱ ー2ー(4)「周囲の人の言動による 精神的苦痛等の二次被害の問題」と いたします。
15	Ⅱ −3−(1) 犯罪被害者等実態 調査の概要	データの示し方が、表と文章が対 応しておらず、大変わかり辛くなっ ています。	1	ご意見のとおり、表での記載から、 積み上げグラフに変更します。
16	Ⅲ犯罪被害者等支 援に関する基本方 針について	基本方針についてはその通りであ り異議はありません。	(5)	
17	IV犯罪被害者等支援に関する具体的 施策について	体制について〜 各機関との相互連携や推進のために、また被害者等にとっても、コーディネイター役が必要ではないか。 コーディネイター役の定義づけ・位置づけ・職務・役割等を文書化し、養成に早く取り掛かると後々多くの人々が助かることになる。	2	(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて関係機関・団体との連携強化のためのコーディネート業務を行っているところです。
18		Ⅲ「犯罪被害者等支援に関する基本方針」にある「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援を途切れなく提供されること」に則り、直後や早期だけでなく中長期的な視点での施策も必要と思われる。10年、20年、30年後に被害者が自面するであろう事柄への支援体制も整備してほしい。更生保護委員会や保護観察所といった機関との連携も必須と思う。	3	Ⅲ「犯罪被害者等支援に関する基本方針」にある「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援を途切れなく提供されること」に則り、寄り添った支援を行います。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
19		例えば、Ⅳ — 1「特に注力して取り 組む必要のある施策」に記載の表 をⅣ — 3「具体的施策」の《現状·課 題》や《施策》にまとめるような工夫 は出来ないか?	4	Ⅳ-1の表は、N-3「具体的施策」の《現状・課題》や《施策》においてそれぞれ記載している内容から、主な課題及びそれに対して、特に注力して取り組む必要のある施策を抽出して、わかりやすく一覧表にしたものですので、ご理解ください。
20	IV −2 具体的施策の体系	施策体系図は必要だろうか。 各項目の記載場所(ページ)を表 記すればいかがか。	1	施策体系図は、複雑な施策体系をわかりやすくツリー図したものです。 ご意見のとおり、各施策の記載ページを表記いたします。
21	IV − 2 具体的施策の体系	「⑧児童生徒の理解の促進」とあるが、IV-3-(2)-B-⑧には、「学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進」とある。 統一したほうがよいのではないか。	1	ご意見のとおり、「学校における児 童生徒の犯罪被害者等への理解の 促進」に表現を統一します。
22	IV -3 犯罪被害者等支援 に関する具体的施 策について	犯罪被害者等がいずれの機関に 支援を求めても必要な支援が途切れなく提供されるよう、県が主体と なって、県警本部やみえ犯罪被害 者総合支援センターと協力して、犯 罪被害者全般を対象にしたワンス トップ支援センターを立ち上げること など検討してはいかがでしょうか。	3	IV-3-(2)-A「総合的な支援体制の整備」において、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を整備することとしています。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	IV -3-(1)-A 相談及び情報の提 供	警察や相談機関に行ったり、電話をしたりしなくても、アプリやSNSで気軽に相談ができたり、情報提供を受けられたり、犯罪被害者に対して見が行っている施策を知ったりすることは犯罪被害者支援には重要す。 県民に対して効果的な支援施策の周知や情報提供の手法についずの記述も計画に含むようにした方がいいと思いますがいかがでしょうか。		IV-3-(1)-A「相談及び情報の提供」において各種相談事業を記載しています。犯罪被害者等の心情に寄り添った相談、実情に応じた支援が必要と考えます。 ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、県民への周知については、IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしており、SNS等も含まれます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
24	IV -3-(1)-A- ②「みえ性暴力被害 者支援センター よ りこの運営」	性暴力被害者支援は、であのされている。現在の「よいでは、この事に適応しての連携がある対なの連携があると内をあるとのを表す。では、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、では、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事には、この事に、とのも、は、この事に、といる。との事に、といる。との事に、といる。との事に、といる。との言い、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも、とのも	3	IV −3−(1) −A−②「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営において、病院との連携は重要ですので、今後も連携強化に取り組んでまいります。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	IV-3-(1)-A- ⑤被害者連絡制度 による捜査に関す る情報の適切な提 供	「犯罪被害者等の要望に応じて」 とありますが、要望がなければ情報 の提供はなされないのでしょうか。 必要ないという希望がない限りは、 提供するシステムにするというのは いかがでしょうか。	2	担当者から制度説明を行ったうえで、犯罪被害者等の意思決定に基 づき、支援を実施しています。
26	IV −3−(1)−A− ⑥DV被害にかかる 相談対応	DVの被害者は、昨今男性の場合もあり得ると考えます。女性相談員だけでなく、男性相談員の配置の必要性もあるのではないでしょうか?同様に、「女性(婦人)相談員の専門性の向上にむけて研修を行う・・・」に関しても男性向けの対応も配慮していただきたいと感じました。	2	「男性相談員」は、法には規定されていませんが、配偶者暴力相談支援センターに男性の相談対応職員を配置し、男性のDV被害者に対しては基本的に男性が対応しています。 資質向上のための職員への研修については、多様な相談に適切に対応できるよう引き続き取り組んでまいります。
27	Ⅳ-3-(1)-B 被害の早期回復・ 軽減のための支援	特殊詐欺に対する被害者の精神 面での支援(世の中の人が信じられ なくなる場合や第三者から軽蔑の 目で見られたり、過度な哀れみを受 ける場合)	3	本計画では、特殊詐欺被害についても対象としています。 必要な情報提供や精神的被害からの回復のための支援サービス等 に繋げられる体制の整備に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
28	IV-3-(1)-B 被害の早期回復・ 軽減のための支援	犯罪被害者家族への支援として、 乳幼児、子どもへの支援を入れて ほしいです。親が不在になることも 多くなり、不在をカバーするために、 ファミリーサポートセンターの利用 料の全額負担や補助、一時的な保 育所への入所や時間の延長、学童 保育への急な入所等ができるとい いと思います。	3	保育所の入所等は市町の事業となっておりますので、IV -3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」等を利用し、適切な支援につながるよう市町に働きかけます。
29	IV-3-(1)-B 被害の早期回復・ 軽減のための支援	犯罪被害者をケアし、普通の生活に戻れるようにするには医療との連携が大切と考えます。記載されてはいるのですが、もう少し具体的な指標があればと思いました。	3	施策それぞれに指標は設けておりませんが、年度ごとに各施策の取組状況を年次報告書としてとりまとめ、 進捗管理を行います。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
30	IV-3-(1)-B- ④性犯罪・性暴力 被害者に対する初 期医療的処置の公 費負担	連携・体制が整備できれば、さらに初期医療的処置の公費負担は有効性が高まり、被害者の権利を守り、今後の人生の一助となると思います。	(5)	
31	Ⅳ-3-(1)-B- ⑦犯罪被害者等の 実情に応じた福祉 サービス等の提供	事件が起き、息子などを亡くした 場合、両親は親の介護中であった 場合、施設などへの紹介。	2	IV-3-(1)-B-⑦「犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供」において、「実情に応じて犯罪被害者等が利用できる福祉サービスや各種助成制度等の情報を提供し、支援に繋げられるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者の資質向上や関係機関の連携を強化します。」と記載しています。介護サービス等においても適切な支援に繋げられるよう施策を推進します。
32	IV-3-(1)-C- ④安全確保のため の一時的な居住先 の確保	放火事件などで住居が全焼した 場合のアパート等の紹介。	2	IV-3-(1)-C-④「安全確保のための一時的な居住先の確保」において、転居が必要となった際の居住先を速やかに確保するため、不動産関係団体等との協定も視野に入れて、効率的な方法について検討する旨記載しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
33	IV-3-(1)-C- ⑤犯罪被害者等及 びDV被害者等の 県営住宅優先枠抽 選制度の運用	それでも抽選に外れてしまった被害者の方はどうなるのでしょうか。 抽選ではなく、保障されることについても検討していかれることを願います。	3	公営住宅への入居は公募によることとされていることから、優先枠、一般枠ともに落選した場合は県営住宅への入居はできませんが、市(町)営住宅を活用できる場合もあります。 なお、県が登録を促進している住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅もあります。 IV-3-(1)-C-④「安全確保のための一時的な居住先の確保」において民間賃貸住宅の活用が可能となるような仕組みを検討します。
34	IV-3-(1)-C- ⑤犯罪被害者等及 びDV被害者等の 県営住宅優先枠抽 選制度の運用	緊急に迫られる事情がある場合とは何か具体的に明記してほしいです。 1年を超えない期間とありますが、 県営住宅の場合、風呂釜など入居 者負担で設置し、退去時は取り外し も必要です。 そのように費用をかけて1年での 退去規定では利用は難しいと思い ます。	3	ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。 なお、公募によらず国の承認を得 て入居した場合は、緊急的な一時使 用であることから、原則として入居は 1年を超えない期間ですが、個々の 住宅に困窮する実情等を勘案のう え、使用期間を更新する場合もあり ます。 また、県営住宅には風呂釜や給湯 器が付いていない住宅もありますが、可能な限り付いている住戸を提 供するよう努めます。
35	IV -3-(2)-A 総合的な支援体制 の整備 関係機関・団体との 連携イメージ図	「弁護士会」のところに、「法律相談」以外にも、「示談交渉」、「裁判の受任」なども書き加えていただけると分かりやすいと思います。	1	ご意見のとおり、Ⅳ - 3 - (2) - A 「関係機関・団体との連携イメージ 図」の「弁護士会」の欄に「示談交 渉」、「裁判の受任」を書き加えます。
36	IV -3-(2)-A 総合的な支援体制 の整備 関係機関・団体との 連携イメージ図	その他関係機関・団体とは別に「報道機関」を追加し、次の文言を記載いただきたい。 「犯罪被害者週間の広報・被害者の人権擁護に関する広報」	3	報道機関は、IV-3-(2)-A「関係機関・団体との連携イメージ図」の事業者に含まれ、犯罪被害者等への理解・配慮を深めていただくこととしています。 報道機関の協力は必要と考えますので、ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
37	IV -3-(2)-A 総合的な支援体制 の整備 関係機関・団体との 連携イメージ図	関係性としては、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターが犯罪被害者を包み込むような図の方がコーディネート機関の役割がよりわかりやすく、ワンストップのイメージに近いと思うのですがいかがでしょうか。	4	本計画では、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターのみによるワンストップ支援ではなく、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を構築することとしています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
38	IV-3-(2)-A- ②犯罪被害者等支 援施策市町担当者 会議の開催による 県と市町の連携の 強化	行政における犯罪被害者等支援 に関して、市民に一番近い市町と県 の役割分担、連携強化は非常に重 要である。 市町担当者会議は重要であると 思いますが、目的を明確にすべきで ある。	2	IV-3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」では、市町へ好事例の紹介等、情報提供をするとともに県と市町の相互補完的な役割分担に基づく、連携の強化を図り、県、市町、いずれに犯罪被害者等が支援を求めても、必要な支援が滞りなく、途切れなく提供されるような体制を整備することとしています。
39	IV-3-(2)-A- ③県警察及び民間 支援団体と、県、市 町等との相互連携 の促進	警察、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターと県、市町、その他関係機関(検察庁、弁護士会、法テラスなど)を交えた協議会を定期的に開催する、もしくは、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」に関係機関も参加するなどして、相互理解を深める場を県が主体的に提供していただくというのはどうでしょうか。	3	警察、(公社)みえ犯罪被害者総合 支援センターと県、市町、その他関 係機関が相互に連携するには、関 係機関間の顔の見える関係の構築 が重要と考えます。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
40	IV-3-(2)-A- ⑤犯罪被害者等支 援に従事する者に 対する研修等の実 施	犯罪被害者等は行政手続きのために市町村の窓口を利用するののから、少なくとも全てのりませるののともとは、犯罪被害によるののとともとは、犯罪を持っている。とは、とはないないが、とは、とは、とは、とは、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	3	IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」において、支援従事者への研修の実施について記載しています。 ご意見については、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。
41	IV-3-(2)-A- ⑤犯罪被害者等支 援に従事する者に 対する研修の実施	各市町村の担当者の研修も行う。	2	IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」に記載の「犯罪被害者等支援に従事する者」には市町職員を含んでいます。
42	IV-3-(2)-A- ⑤犯罪被害者等支 援に従事する者に 対する研修の実施	被害者の方から、二次被害の報告は、警察、弁護士、医療従事者から言われたとのこともあり、各行政への研修など行っていただきたいです。		IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」において、支援従事者に対する研修を実施することとしています。 ご意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
43		犯罪被害についての知識と対応スキルが不十分な状態での支援が心理的外傷に繋がりやすいことを考えると、IV-3-(2)-A-⑤「犯被害者等支援に従事する者(2)-A-⑥「支援従事者の心討されるで、事例検討を連絡・協議会といったが設立とがでは、事例を対したが、事例を対して、事別を対して、事例をすると、事例を対して、事例をするというというというののでするというののでするというというののでするというののでするのののでするののでするというのののでするというののでするのののでするののでするというののののでするののののでするののののでするののののののののでするのののののののでするのののののののの	3	支援従事者に対する研修を実施し、犯罪被害についての知識と対応スキルの向上に努めるとともに相互学習・相互支援のネットワーク構築に資するよう、関係機関の相互連携を進めてまいります。 ご意見については、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。
44	IV-3-(2)-A- ⑦市町の総合的対 応窓口設置に関す る支援	被害者の方が市町窓口に相談した場合、次にどうすればいいか、今後何が手続きとして必要となるか、被害様態により様々かもわかりませんが、方向を示す為の、支援プログラムやフローとしてわかるものが必要ではないか?市町の方の教育に、そういったガイドに沿った寄り添った支援があればと考えます。	3	今後は、ご意見にあるような市町 職員が支援を行う際に参考となるガイドの作成を考えています。 ご意見については今後の施策の参 考とさせていただきます。
45	⑦市町の総合的対	市町のワンストップ支援窓口設置にあたり、職員には部署の異動があるため、安定した相談業務を継続し、その質の担保のために対人援助ができる専門職を配置してほしい。	3	専門職の配置については、各市町の判断となりますが、県としては、IV -3-(2)-A-⑦「市町の総合的対応窓口設置に関する支援」、IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」等により、市町職員の資質向上を支援します。
46	⑦市町の総合的対	重点施策とし、進捗管理目に「総合的対は標準とし、進捗管理目に「犯罪被害者等支援施策をして「総合的対した。」として「総合的理目に「犯罪を表すが、その他に対して、また、「のはいまがなければ設置できなが、できなければ設置であるなら別ですが、できながなければ設置できなが、できなければ設置ができると思いるとは、作成すると思いでもでは、無いのは、はいいのは、といいのは、はいいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、のは、といいのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	3	IV-3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議の開催」及びIV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」により、「犯罪被害者等支援施策集」の活用も含め、市町における犯罪被害者等支援体制の強化及び市町職員の資質向上を図りたいと考えています。 ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
47	⑦市町の総合的対	県は、市町に対して、犯罪被害者 等支援条例制定もしくは犯罪支援条例制定もしくは犯罪支援要綱の策定を促す支援要綱の策定を促す支援要綱作成、県内市町の条等で理は、県内市町の番電で、見舞金、、住居費の上で、、住居費の上ででは、東積の大田、、東積の大田、、東積の重と、大田、、東積の重と、大田、、東積の重に、大田、、東積の大田、、東積の大田、、東積の大田、、東東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東	2	条例の制定や要綱の策定も含め、 市町における犯罪被害者等支援施 策の質的向上を支援します。 また、条例の制定等を含む各市町 における支援施策については、とり まとめ県民の皆様に公表してまいり ます。
48		犯罪被害者週間や全国交通安全 運動週間を活用し、被害者等方に 地域で講演して頂くことが最も有効 的であり、理解・共感の促進に大き く役立つ。近隣や地域にどんな支援 があると助かるか、どんな声掛けや 行動が生きる力ともなったか、被害 者等と住民・市民が共有できること が本当に重要である。	3	あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
49			2	IV −3−(2)−B−①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしています。
50	①「犯罪被害を考える週間」を中心とし	県や市のHPでは犯罪被害に遭った方の支援に関する情報が得にくい。 よりこのリンクは県のHPに貼られているが、犯罪被害者支援に関するリンクも必要と思います。	3	現在、県のHPでは、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする関係機関・団体のリンクを掲載しているところです。いただいたご意見を受け、県と市町のHPのリンクなど一層わかりやすい情報提供に努めるとともに市町のHPにおける対応についても働きかけます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
51	IV -3-(2)-B- ①「犯罪被害を考え る週間」を中心とし た広報啓発の実施	三重県民の多くの方が私と同様、 本件についての知識不足ではない でしょうか。この被害者等支援につ いての情報提供を如何に行うか? を考えていただきたいと思います。 本件は、重要な案件でもあり、どう PRするかが課題のように感じま す。セミナー開催、県民だよりでの 特集等など必要かと思います。	2	IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしており、セミナー開催、県政だよりへの掲載についても含みます。
52	IV -3-(2)-B- ①「犯罪被害を考え る週間」を中心とし た広報啓発の実施	「犯罪被害を考える週間」は他県 にないとてもいい施策であるので、 簡潔に趣旨等具体的に記載願いた い。	2	IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」の施策概要において「広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性の理解促進を図るため」と記載しています。
53	①「犯罪被害を考える週間」を中心とし	犯罪被害者等の講演を地域で実施すると口コミで自ずと広まっていき、住民方は自分に出来る小さな支援は何かを考えだす。生の声を聴くこと以上に身近に感じ、考えを深め前進させてくれるものはない。	3	あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
54	援についての出前	自治会・事業者等を県職員方が 訪問する折に、犯罪被害者等の講 演の場を設けてみることを進めて頂 きたい。		あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
55	の実施	の作成・配布、Web上への掲載など、より幅広い対象に届く啓発の具体的方法についても記載いただき	2	幅広い対象に対する啓発については、IV-3-(4)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において記載しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
56	IV-3-(2)-B-④ 事業者の犯罪被害 者等への理解の促 進	二次被害の防止は、事業者の項目にありますが、他の項目にも盛り込まれるとよいのではないでしょうか。 取り調べ(?)や聞き取り、相談に行ってかえって傷ついたり、連携の不手際で嫌な思いをしたり、ということは聞かれることで、それは二次被害に当たるのではないかと私は思うからです。	1	ご意見のとおり、IV -3-(2)-B-②「犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施」、IV -3-(2)-B-⑤「医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進」、IV -3-(2)-B-⑧「学校における児童・生徒への犯罪被害者等への理解の促進」において「二次被害防止等を図ります」と書き加えます。 なお、ご記載の相談や連携の不手際等による二次被害の防止に対きます。なお、ご記載の相談や連携の不手際による二次被害の防止に対きます。とまする者に対する者に対する者に対する者に対する。
57	Ⅳ-3-(2)-B- ④事業者の犯罪被 害者等への理解の 促進	県下の中小企業・大企業を周り、 現在中学高等学校で実施されている「命の大切さを学ぶ教室」を説明 と案内をし、犯罪被害者・遺族・家 族方に講演して頂くことで、会社経 営側にも社員側にも、一段と犯罪被 害について、条例についての理解 促進が必ず得られていくことにな る。	3	ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。 IV -3-(2)-B-②「犯罪被害者 等支援についての出前講座等の実 施」においても事業者の理解の促進 を図ります。
58	IV −3−(2)−B− ⑦生徒を対象とした 「命の大切さを学ぶ 教室」の開催	この文脈で「命の大切さを学ぶる。「なっていることには違講演等には違講演等に犯罪被害者等の表別を書きるとの理解をといる。「犯罪の被害者等のといるとともで大切に方が、被害者のといるがことがあるとの中であるとの中でがいる。「学書であり、後の生活の中であれば、第であれば、第でありなりであれば、第一人にすが、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次であり、第一次では	2	「命の大切さを学ぶ教の1つでを学ぶ教でであれても、教育の1つでを学ぶ教での1つの書類の1の書類の1の書類の1の書類の1の書類の1の書類の1の書類の1の書

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
59	IV −3−(2) −B− ⑦生徒を対象とした 「命の大切さを学ぶ 教室」の開催	「命の大切さを学ぶ教室」を可能な限り、県市町村の教育委員会と学校側が対話を重ね、犯罪被害者等とも一緒に協働しながら、計画的に実施校数を増やし推進し、広めて行くことが内実共に充実し、生きてくると思われる。講演会を遺族を始めとする方々を講師として招くだけでなく、協働できる立場にいることを行政・教育・個人の立場を越え理解し、連携を育てて貰いたい。	3	関係機関・団体との連携し、広報啓発を推進します。 ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
60	Ⅳ - 3 - (2) - B- ⑦生徒を対象とした 「命の大切さを学ぶ 教室」の開催		1	「命の大切さを学ぶ教室」は中学生、高校生、大学生を対象としております。 ご意見のとおり、「生徒等」といたします。
61		人ごとしての「犯罪被害者への理解」ではなく、誰もが被害者になりうるという視点からの、被害になった人の心理とか周囲の人が起こしやすい反応(被害者非難)などについての正しい知識の提供をお願いしたい。	3	学校における犯罪被害者等への 理解を深める教育の促進が必要と 考えています。 ご意見については、施策を実施し ていく上での参考とさせていただきま す。
62	⑧学校における児 童・生徒の犯罪被	「生命のメッセージ展」を県下で協働作業として取り組み、生徒方に出逢わせてあげることが県民の将来の希望となり、力となり、確かな未来となり、やがて形作っていきます。是非、計画的な予算を組み、小中高校・短大・大学・警察学校・自動車学校、企業・地域・様々な団体へと広めて下さい。	3	関係機関・団体と連携し、児童生徒の理解促進の取組を広げていきたいと考えています。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
63	I -3 計画の期間 IV-4 進捗管理	計画の見直しや進捗管理の協議会・会議等に支援者だけではなく、必ず被害当事者を有識者として参加させ意見の聴取を行ってほしい。 当事者の視点が抜け落ちて、「支援者がしたい支援」にならないように。	2	「三重県犯罪被害者支援施策推進協議会」に有識者として被害当事者に入っていただくなど、今後も被害当事者の意見の反映に努めます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
64	その他	3年に1回条例の見直しをしてほ しい。	(5)	条例改正については、社会情勢の 変化等を踏まえて、必要に応じて行 います。
65	その他	とても大切な計画だと思いました。 誰もが幸せな生活が送れるよう勧 めていただきたいと思いました。	(5)	
66	その他	「司法面接」といった取り組みもあるようです。三重県での必要性はどのようにお考えでしょうか。	(5)	子どもの心理的負担等に配慮した 面接の取組は、警察、児童相談所、 検察庁が連携し取り組んでいると聞 いています。
67	その他	第三次犯罪被害者等基本計画において、社会福祉会、PSW協会、看護協会に働きかけ専門知識・技能を有する専門職の養成とあるので、医療福祉の専門職を犯罪被害者等支援に配置してはどうかと思う。	3	ご意見については、今後の施策の 参考とさせていただきます。
68	その他	犯罪被害者は、犯罪を犯した人の家族等は含まれないのですか?犯罪を犯した方の家族も同じように苦しんでおられると思うのですが。	(5)	加害者及びその家族に対する取組 については、本年度策定中の「三重 県再犯防止推進計画(仮称)」におい て記載します。